

令和3年度 帯広市立川西中学校 部活動基本方針

1. 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみには偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和元年9月策定）」に則り、帯広市立川西中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、顧問のみならず、地域の外部人材を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3. 基本方針

(1) 設置する部活動（令和3年4月現在）

運動系・・・サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール、
文化系・・・文化部

(2) 部活動に関する連絡・相談窓口

相談・要望は、下記の連絡先あてに提出することとする。

〒080-1182 帯広市川西町西3線60番地 TEL 0155-59-2014 FAX 0155-59-2030 メールアドレス kawanjhs@bz.plala.or.jp 担当 坂田 明彦（教頭）

(3) 活動時間および日数

- ①平日の活動時間は2時間程度とし、土・日、祝日の活動時間は3時間程度とする。
- ②各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是非を行う。
- ③土・日、祝日のいずれかにおいて1日以上、また、平日は各部で設定する1日以上を休養日とし、週2日以上を休養日とする。なお、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週の週末または祝日に振り替えることを基本とする。ただし、大会等で休養日がとれない場合は長期休業中に振り替える。
- ④中体連、中文連が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、長くとも平日3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間以内とする。（各スポーツ団体や協会等が主催する大会については、活動時間の例外は適用されない。）
- ⑤本市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は①～③の基準を原則とするが、原則通り運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。
○休養日は、平日または休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を

5 2週と考え、年間の累計で104日以上とすること。(帯広市立学校に係る部活動方針 令和元年9月 P12「エ」に記載)

- ⑥定期テスト(中間テスト、期末テスト、学年末テスト)実施日の3日前から、活動を停止する。
- ⑦長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については、学期中に準じた扱いとする。
- ⑧体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。

〈平日〉 15:55～18:00(放課後にすぐ活動開始)

〈土・日、祝日、長期休業中〉 ① 8:30 ② 11:00 ③ 13:30(3交代)

(4) その他

- ①運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものには、部内で指定されたものを着用する。
- ②携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。

4. 部活動への入部・退部について

(1) 入部について

- ①2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ②1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間(4月3週まで)を経て、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。

(2) 退部について

- ①退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと「部活動退部届」を顧問に提出し、退部が完了する。

5. 指導・運営に係る体制について

(1) 顧問・指導者の配置について

- ①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

(2) 顧問・指導者の身分

- ①部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではない。
- ②全日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められていることから、学校体制として校長が教師に顧問を依頼する。
- ③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。